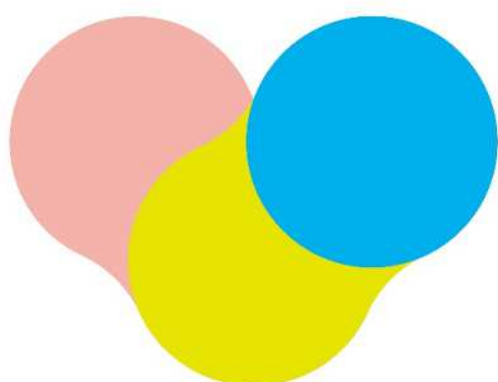




認証事業 募集要項



東アジア文化都市
2026 松本

Culture City of East Asia
2026 MATSUMOTO

東アジア文化都市2026松本市実行委員会
2025年 9月

受付期間：令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）まで
実施期間：令和 8 年 1 月 1 日（木）から 1 2 月 3 1 日（木）まで

目次

1	東アジア文化都市とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	メインテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	松本市における開催目的(基本方針)・・・・・・・・・・	1
5	認証事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	認証の対象者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	認証の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	認証の対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	認証事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 0	申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 1	審査及び審査結果の通知について・・・・・・・・・・	3
1 2	採択後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 3	事業の実施にあたっての注意事項・・・・・・・・・・	5
1 4	申請先・お問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1 東アジア文化都市とは

「東アジア文化都市」は、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の3か国において文化芸術による発展を目指す都市を選定し、各都市が行う様々な文化芸術プログラムを通じて、東アジア域内の国際的交流を深め、発信力の強化を図ることを目指します。

2 メインテーマ

「ARTS & PEACE」

「三ガク都・松本」の誇るべき文化観光資源を最大限に活用し、文化交流と観光産業振興の両立によってその魅力を国内外に発信するとともに、文化芸術による交流を通じて日中韓の相互理解を深め、東アジア地域の平和につなげていきます。

3 事業の目的

日中韓の3か国が文化的多様性を尊重しつつ、東アジアへの帰属意識、文化の融合、相互の芸術鑑賞を促進すること。

それぞれの国民が他国の豊かな文化芸術を享受できるようにするとともに、実施都市の文化的基盤、知名度、影響力を向上させ、その経済的振興を促進し、国民間の相互理解と友好を増進すること。

4 松本市における開催目的（基本方針）

三ガク都（岳・楽・学）・松本の魅力発信

事業を通じて、松本の魅力（歴史文化の豊かさ、自然環境の豊かさ、交通利便性等）を国内外へ広く発信する機会を確保します。

次世代へ向けた友好関係の構築と持続可能な都市への発展

文化交流人口の拡大（特に次代を担う若者同士の交流）により、相互理解と友好関係を深める機会を創出します。

国際文化観光都市の実現

未来に向けた持続可能な「国際文化観光都市」を推進させるとともに、日本と東アジアの架け橋として互いに学び合い、成長する機会を創出します。

伝統文化資源の再評価

地域固有の伝統芸能や食文化、行事を掘り起こし、文化資源としてその価値を改めて認識することで「郷土愛」を育む機会とし、地域が直面している担い手や継承の課題を、松本市全体で支える体制の再構築を目指します。

5 認証事業とは

東アジア文化都市 2026 松本を市全体で盛り上げていくために、東アジア文化都市の趣旨に合致し、松本市の文化芸術の継続的な発展に寄与すると認められる事業又は活動を募集し、東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会が認証を行うことで情報発信等の広報支援等を行うものです。

認証した事業への支援

認証事業は、東アジア文化都市 2026 松本公式ウェブサイト、SNS 等の広報媒体に事業の概要等を掲載し、実行委員会の実施する事業と一体的に情報発信を行います。

東アジア文化都市 2026 松本認証事業の表示

チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト等にロゴマーク及び認証事業であることを表示していただきます。

ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、「ロゴマークグラフィックマニュアル」を遵守してください。

ロゴマークグラフィックマニュアル(<https://matsumotocity.com>)

6 認証の対象者の要件

次のすべての条件を満たすもの

市内に住所がある個人または企業・団体

一定の活動実績、又は事業を確実に完遂できる見込みがあると認められるもの

企業・団体は代表者が明らかであり、一定の規約を有すること（規約や会則等がある場合）

ただし、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員を密接な関係を有する者及び団体は、松本市暴力団排除条例第 6 条の規定により、対象者とはなりません。

7 認証の対象となる事業

以下の項目を満たす事業

○ 2026 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに松本市内で実施する文化芸術事業

○ 東アジア文化都市 2026 松本市の基本方針のいずれかに合致する文化芸術事業

上記にかかわらず、次に掲げる事業又は活動は対象となりません。

○ 広く一般に公開されない事業

○ 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する事業

○ 公序良俗に反する事業

○ その他認証事業の趣旨に照らし実行委員会が不適当と認める事業

8 認証の対象となる期間

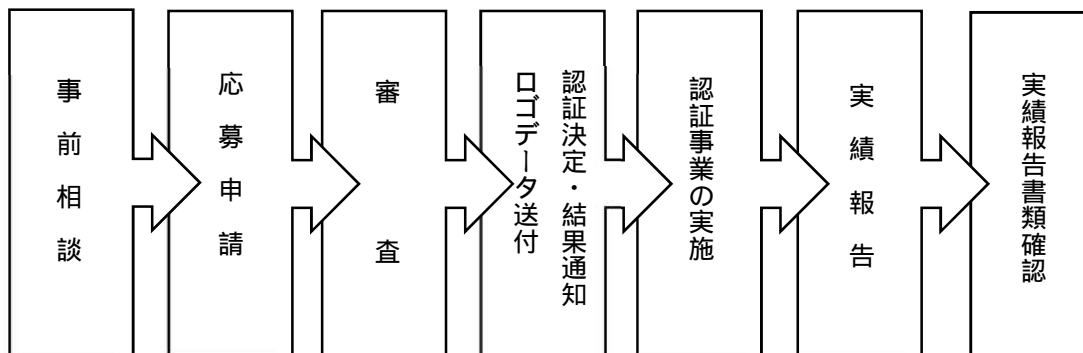
認証の対象となる期間は以下のとおりです。

○ 対象期間

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日（木）～ 12 月 31 日（木）

9 認証事業の流れ

認証事業の流れはおおよ次のとおりです。



10 申請方法

受付期間

令和7年（2025年）10月 1日（水）から令和8年11月27日（金）まで

応募方法

東アジア文化都市2026松本ホームページの申請フォームからご応募ください。

（ホームページ URL：<https://matsumotocity.com/ninsyou>）

添付書類



以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。（様式等はホームページからダウンロードしてください。）

	添 付 書 類	
ア	認証事業申請書	（様式第1号）
イ	団体概要または個人略歴	（様式第2号）
ウ	定款、寄付行為またはこれに類する規約等	
エ	団体の役員及び構成員の名簿	
オ	事業の写真又はチラシ等のデータ（過去に同様の事業を実施している場合）	ホームページ、SNS等での事業周知に使用します。
カ	その他参考資料（企画書等）	

申請フォームからの申請が困難な場合は、個別にご相談ください。

申請に要した経費は申請者が負担するものとします。

11 審査及び審査結果の通知について

当事業は、書面での審査の上、採択の可否を決定します。

採否の結果に関わらず、申請書に記載された住所に、審査結果をメール又は書面にて送付します（様式第3号）。合わせてロゴマークのデータを送付します。なお、採択にあたっては条件を付すことがあります。

1 2 採択後の流れ

事業内容に変更等が生じた場合

ア 変更・中止・延長が必要となる事例

以下の事例に該当する場合は、速やかに所定の申請書を提出してください。

(ア) 事業の主要な部分を変更する場合(例：事業内容の大幅な変更、実施会場の変更、事業規模の大幅な縮小・拡大など)

(イ) 事業実施日を変更する場合

(ウ) 事業を中止または廃止する場合

(エ) 事業の完了期限を延長する必要がある場合

軽微な変更(参加人数の若干の変動、事業内容の部分的修正など)については申請の必要はありませんが、判断に迷う場合は事務局にご相談ください。

イ 申請期限

変更・中止・延長の必要性が生じた時点で速やかに申請してください。

ウ 提出方法

東アジア文化都市 2026 松本ホームページの申請フォームからご提出ください。

(ホームページ URL : <https://matsumotocity.com/ninsyou>)



エ 添付書類

内容に応じて以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。(様式等はホームページからダウンロードしてください。)

	添 付 書 類	
(ア)	事業変更承認申請書	(様式第 5 号)
(イ)	事業中止(廃止)承認申請書	(様式第 6 号)
(ウ)	事業完了期限延長承認申請書	(様式第 7 号)
(エ)	変更後の事業計画書など関係書類	

実績報告書の提出(活動終了後)

事業終了後、30日以内に実績報告書を提出してください。

ア 提出方法

東アジア文化都市 2026 松本ホームページの申請フォームからご提出ください。

(ホームページ URL : <https://matsumotocity.com/ninsyou>)



イ 添付書類

以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。(様式等はホームページからダウンロードしてください。)

	添 付 書 類	
(ア)	認証事業実績報告書	(様式第 4 号)
(イ)	記録写真	3 枚以上
(ウ)	アンケート調査の結果	アンケートを実施した場合
(エ)	その他参考資料(チラシ、パンフレット等)	

1 3 事業の実施にあたっての注意事項

(認証対象者に求める事項)

採択された個人又は企業・団体は、以下の項目にご協力ください。

関係者による視察、訪問、撮影等への協力

事業実施期間中に、関係者による視察、訪問、撮影等が行われる場合がありますのでご協力をお願いします。

事業の経過報告

事業の進行状況について、必要に応じ経過報告をしていただくことがあります。

記録写真の撮影

事業実施の記録写真を必ず撮影してください。事業終了後の実績報告において、3枚以上の記録写真を提出してください。

1 4 申請先・お問い合わせ先

東アジア文化都市 2026 松本市実行委員会事務局

〒390-0874 松本市大手 3 - 8 - 13 (大手事務所 5 階)

松本市文化観光部文化振興課

TEL : 0263-34-3293 (直通)

FAX : 0263-34-3018

E-mail : bunkashinko@city.matsumoto.lg.jp